

2022.9.3

あなたのすぐそばに

>>> 電帳法の恐怖 <<<



BY IPPO SUSUMU

自己紹介

製薬会社で直接材の購買を15年

デジタルITは専門ではないが、とりあえず調べる、聞くで知見を深める

目の前の課題に、まずは「いっぽすすむ」

趣味:カメラ、旅、飲み食い、城、走る歩く

ちなみに、お化け屋敷、ミステリーは好きでも嫌いでもない

目次

- 電帳法とインボイス制度 タイムライン
- 電帳法
- インボイス制度
- 購買/調達がやっておくと良さそうなこと

電帳法の改正とインボイス制度 タイムライン

	2021	2022	2023	
電子帳簿保存法		1月1日 改正電帳法の施行	12月31日 猶予期間終了	猶予期間終了まで 16か月
インボイス制度	10月1日 適格請求書発行 事業者登録申請の 受付開始		3月31日 2023年10月1日から 登録を受けるため の登録申請手続き 期限	適用開始まで 13か月

電帳法の猶予適用条件「やむを得ない事情」

所轄税務署長が「やむを得ない事情がある」と認める

- ・「やむを得ない事情」とは、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に係るシステム等や社内でのワークフローの整備未済等、保存要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難であることをいう。(2021/12/27 国税庁通達)

税務署から当該電磁的記録の出力書面の提示、又は提示の求めに応じることができる

- ・PDF等の電子データで受領した請求書等の書類を税務署から提示するよう求められた際、紙面に印刷した状態で提示できる状態にある場合。

電帳法

電子帳簿保存法の略

電帳法は1998年に成立した国税関係の帳簿類や証憑類の全部、または一部を電子データで保存することを認める法律

⇒しかし、ルールや要件が厳しすぎて、20年経っても導入している企業は少ない
⇒煩雑な事務作業IT技術を使って効率化するために定められた法律なのに

インボイス制度と絡めて、今回は本気！

Country	Rating class	Region	OSI value	HCI value	TII value	EGDI value (2020)	EGDI value (2018)
Denmark	VH	Europe	0.9706	0.9588	0.9979	0.9758	0.9150
Republic of Korea	VH	Asia	1.0000	0.8997	0.9684	0.9560	0.9010
Estonia	VH	Europe	0.9941	0.9266	0.9212	0.9473	0.8486
Finland	VH	Europe	0.9706	0.9549	0.9101	0.9452	0.8815
Australia	VH	Oceania	0.9471	1.0000	0.8825	0.9432	0.9053
Sweden	VH	Europe	0.9000	0.9471	0.9625	0.9365	0.8882
United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland	VH	Europe	0.9588	0.9292	0.9195	0.9358	0.8999
New Zealand	VH	Oceania	0.9294	0.9516	0.9207	0.9339	0.8806
United States of America	VH	Americas	0.9471	0.9239	0.9182	0.9297	0.8769
Netherlands	VH	Europe	0.9059	0.9349	0.9276	0.9228	0.8757
Singapore	VH	Asia	0.9647	0.8904	0.8899	0.9150	0.8812
Iceland	VH	Europe	0.7941	0.9525	0.9838	0.9101	0.8316
Norway	VH	Europe	0.8765	0.9392	0.9034	0.9064	0.8557
Japan	VH	Asia	0.9059	0.8684	0.9223	0.8989	0.8783

引用：国連の経済社会局（UNDESA）
2020年発表「世界電子政府ランキング」

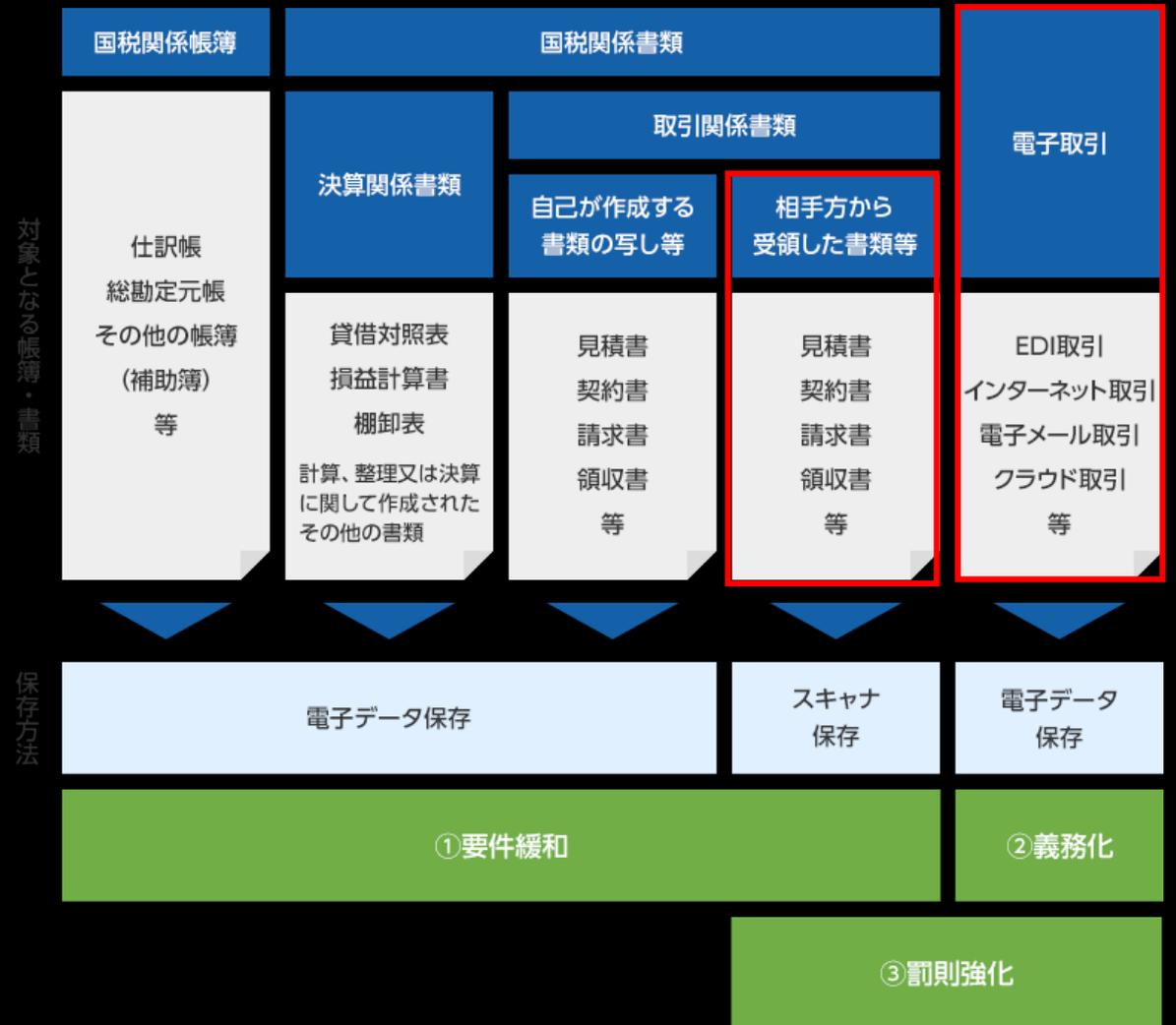
電帳法 2022年改正

購買・調達業務ではサプライヤーから受領する見積書、契約書、請求書、納品書。注文書や注文請書などが対象となる。

FAXをロール紙出力していれば対象外となるが、複合機を活用してデータ保存していれば、電子取引。

実業務としては、インボイス制度も絡み、電帳法対応しないと「仕入税額控除」の適用が受けられない。

避けては通れない。



引用：勘定奉行HP

電子帳簿の保存要件の概要

電子帳簿の保存要件の概要		改正前	改正後	
保存要件概要			優良	その他
	記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	○	-
	通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	○	-
	電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること	○	○	-
	システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること	○	○	○
	保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと	○	○	○
検索要件	① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること ”” 改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定	○	○	-
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○※1	-
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○※1	-
	税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること	-	-※1	○※2

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスキナ保存及び電子取引についても同様です。）。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

（参考）優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、前頁2の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除（65万円）が適用できます。

「真実性の確保」

- ・訂正削除ができない
- ・タイムスタンプの付与
- ・訂正削除を防止する規定を定め、運用する

「可視性の確保」

- ・検索機能を確保できるシステム
- ・検索できる仕組み

3つの検索項目

- ①日付 ②取引先名称 ③取引金額

税務調査時に適切かつ迅速に対応できる

国税関係帳簿・書類の要件緩和

事前承認制度の廃止

- ・ 電子データ保存・スキャナ保存を導入する場合、原則3ヶ月前までに税務署長などへ申請し、承認を受ける必要あり⇒廃止
- ・ いつでも始められる

システム要件緩和と優良保存認定制度の新設

- ・ 簿記の正規原則⇒に従って記録されており、最低**3つの要件**を満たせば、電子データ保存が認められることになりました。

検索項目を「日付」「取引金額」「取引先」に限定

- ・ スキャナ保存については、税務職員による質問検査権に基づくダウンロードの求めに応じる場合、検索要件の中の「日付／金額の範囲指定により検索できること」「2つ以上の任意の項目を組み合わせ検索できること」が不要になります。

簿記の正規原則：企業が行うすべての取引、つまり、資産、負債、資本、収益及び費用の変動や発生を完全に把握かつ網羅し、組織的かつ体系的に帳簿に記録することを意味します

国税関係帳簿・書類の要件緩和

適正事務処理要件の 廃止

- ・ 定期検査に必要だった原本(紙書類)が不要となり、**スキャン後すぐに廃棄**することができるようになります。また、2名以上で対処しなければいけない事務処理も、今後は1名での実施が認められるようになります。

スキャナ保存の タイムスタンプ要件緩和(1)

- ・ スキャナ保存は、これまで「受領者が自署」した上で「3営業日以内にタイムスタンプ付与」が必要でしたが、今後は「自署不要」「**最長約2ヶ月と概ね7営業日以内にタイムスタンプ付与**」に変更されます。

スキャナ保存の タイムスタンプ要件緩和(2)

- ・ 「**データの修正や削除の履歴が残る、または修正や削除ができない**」「**入力期限内にデータを保存したことが確認できる**」といった機能を持つクラウドサービス等を使用する場合、タイムスタンプも不要になります。

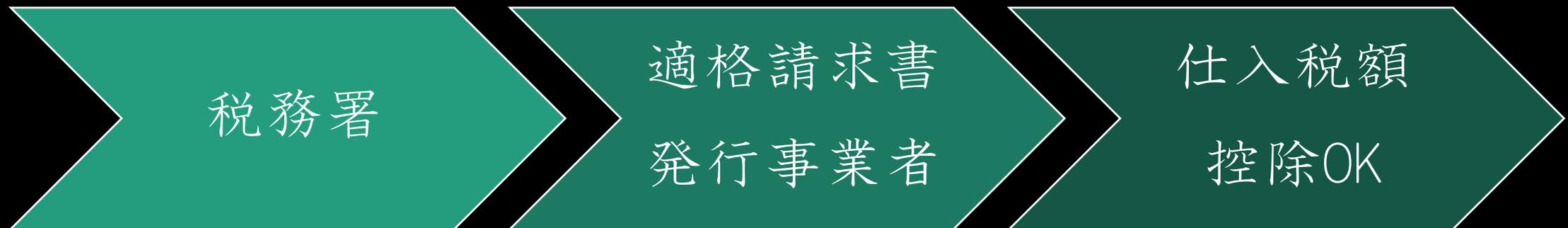
スキャナ保存要件の概要図(イメージ)



インボイス制度

請求書発行企業

請求書受領企業



←登録申請
登録番号通知→

インボイス

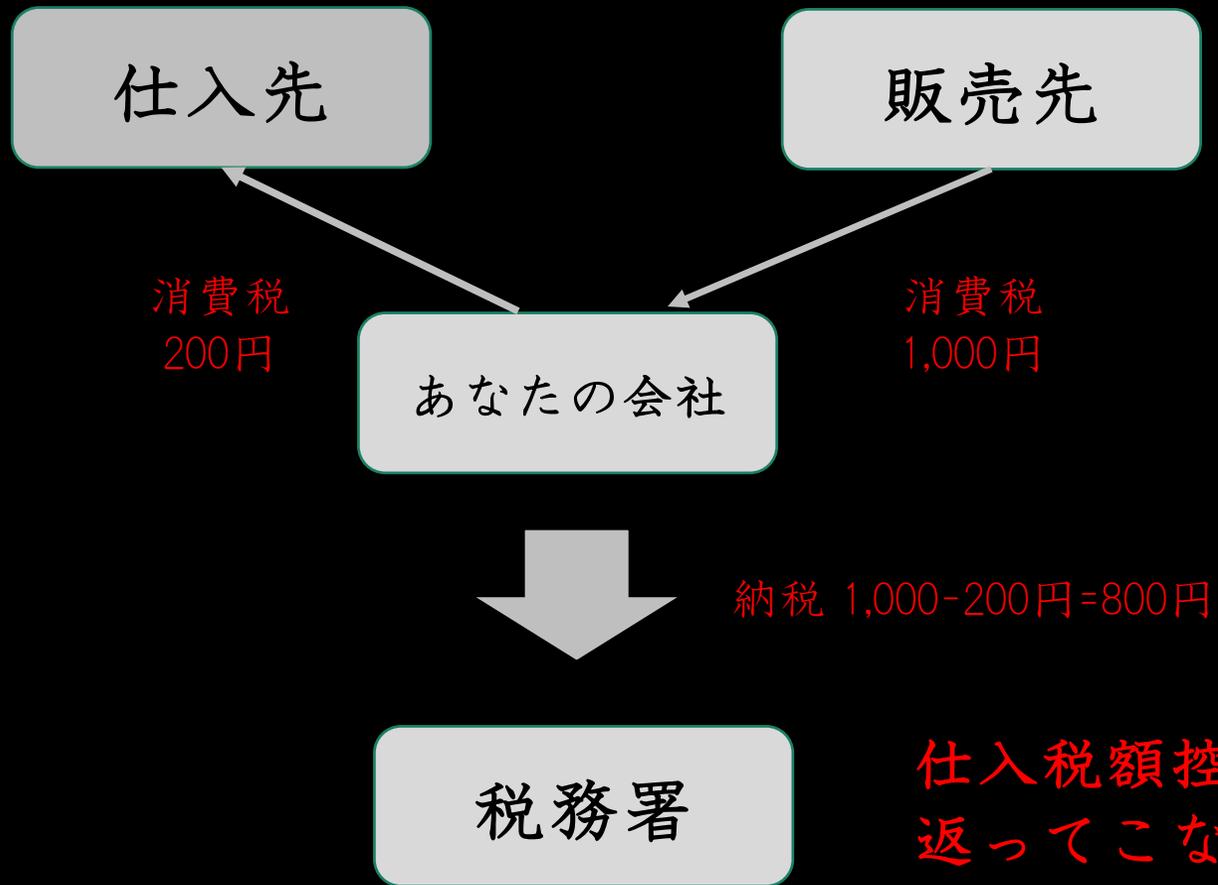
2019年10月1日から消費税において標準税率10%と軽減税率8%の複数税率が採用されたことに対応するもので、それぞれの税率に対応した税額を正確に求めるために、インボイス制度が導入されることになった。

登録されてい
ない事業者

仕入税額
控除不可

従来の請求書

仕入税額控除



仕入税額控除を受けないと200円は返ってこない→400円の税負担増

消費税額の計算方法等

> 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（「仕入税額控除」といいます。）計算します*。

○ 仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の要件を満たす必要があります。

* 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」を選択できます（事前に届出書の提出が必要です）。
 [参考] 納付税額は、国税の消費税額と、その消費税額から計算した地方消費税額を合計した金額です。

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額}^* (\text{売上税額}) - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}^* (\text{仕入税額})$$

↓
仕入税額控除

* 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書(インボイス)等の保存 ここが変わります

適格請求書等保存方式の概要

適格請求書とは

「売手が、買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書

適格請求書発行事業者

税務署長の登録を受けた事業者に限られる

- 【記載事項】
- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
 - 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事株式会社
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率

領収書

スーパー○○
東京都...
登録番号 T 123456...

XX年11月30日

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
軽減税率対象		50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

* 軽減税率対象

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。⇒「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理についてはP9

記載に当たっての留意点

Point 適格請求書に係る電磁的記録（電子インボイス）

- 適格請求書は、書面での交付に代えて、電磁的記録（電子データ）で提供することができます（電子インボイス）。
- 適格請求書に係る電磁的記録の記録事項は、書面で適格請求書を交付する場合と同じです。
- 適格請求書に係る電磁的記録の提供方法として、例えば、受発注に係るオンラインシステムを介した連絡（いわゆる EDI 取引）、電子メール送信、インターネット上のサイトを通じた提供、記録用媒体での提供などがあります。

Point 仕入明細書等による対応

- 適格請求書等保存方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するものに限ります。）。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの相手方の登録番号

仕入明細書
「4月分」 ○年○月○日

●●(株)御中 (株)△△

登録番号 T12345678

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税抜)
4	1	食品※ 8%	2,000
		日用品 10%	600
	3	食品※ 8%	5,900
	4	日用品 10%	30,000
合計		仕入金額	消費税率等
8%対象		100,000円	8,000円
10%対象		110,000円	11,000円

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

- | | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称 | ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨） |
| ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号 | ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率 |
| ③ 課税仕入れを行った年月日 | ⑥ 税率ごとに区分した消費税率等 |

Point 取引先コードによる記載

- 適格請求書には、「適格請求書発行事業者の氏名又は名称」及び「登録番号」の記載が必要ですが、
 - ① 登録番号と紐付けて管理されている取引先コード表などを相手方と共有しており
 - ② 買手においても取引先コード表などから登録番号が確認できる場合には、請求書等に取引先コードなどを記載することで「適格請求書発行事業者の氏名又は名称」及び「登録番号」の記載があるものとして取り扱われます。

請求書 ××年11月30日
△△商事(株)

御〇〇御中 11月分 131,200円

取引先コード C018

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

登録番号を取引先コード表で別途共有している場合、登録番号の記載があるものとして取り扱う

Point 複数の書類による対応

- 適格請求書とは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

請求書 XX年11月1日

御〇〇御中 10月分(10/1~10/31) 109,200円(税込)

納品書番号	金額
No0011	11,960円
No0012	7,640円
No0013	9,800円
合計	109,200円(消費税9,200円)
8%対象	66,000円(消費税6,000円)
10%対象	43,200円(消費税3,200円)

登録番号 T1234567890123

納品書 No0013

納品書 No0012

納品書 No0011

納品書

品名	金額
牛肉 ※	5,400円
じゃがいも ※	2,160円
割り箸	1,100円
ビール	3,300円
合計	11,960円

※印は軽減税率対象商品

記載事項

- | | |
|---------------------------|-------------------------------------|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 | ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率 |
| ② 取引年月日 | ⑤ 税率ごとに区分した消費税率等 |
| ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） | ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 |

※ 例えば、事務所の賃貸借のように、通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書の交付がされない取引の場合、適格請求書の記載事項の一部（課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載された契約書及び通帳又は銀行が発行した振込金受取書（課税資産の譲渡等の年月日を示すもの）を合わせて記載事項を満たしていれば、これらの書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

税率ごとに区分した消費税額の端数処理

【記載例：税抜金額を基に消費税額を計算する場合】

【例①：認められる例】

請求書

〇〇(株) 御中 ○年11月30日
 (株)△△
 請求金額(税込) 60,197円 (T123...)
 ※は軽減税率対象

発引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	(注) -
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	2,164
10%対象計				28,158	2,815

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

【例②：認められない例】

左記のように税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10%又は8%を乗じて得た金額に端数処理を行います。以下のように、個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。

発引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

※ 各商品の消費税額を個別に計算し、税率ごとに合計しているが、この合計値が税率ごとの消費税額と一致しないため、不適格。

【記載例：税込金額を基に消費税額を計算する場合】

【例③：認められる例】

請求書

〇〇(株) 御中 ○年11月30日
 (株)△△
 請求金額(税込) 60,195円 (T123...)
 ※は軽減税率対象

発引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額	税込金額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108	14,969
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055	14,254
11/15	花	57	77	4,389	438	4,827
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376	26,145
8%対象税込計(内税)				29,223	2,164	
10%対象税込計(内税)				30,972	2,815	

左記のように税込価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10/110又は8/108を乗じて得た金額に端数処理を行います。

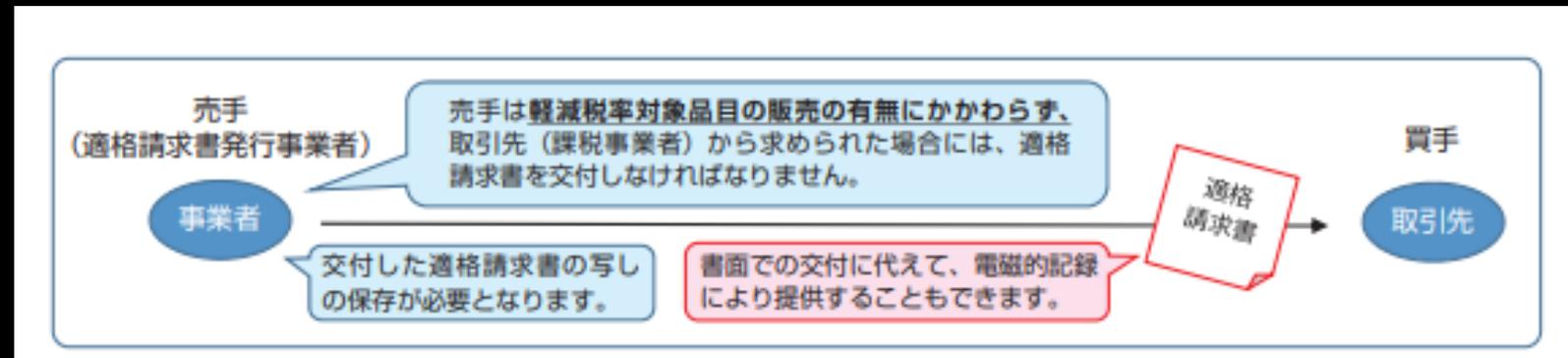
なお、税込金額を算出するために、個々の商品ごとの消費税額を計算し、その消費税額に係る端数処理を行うことは、値決めのための参考であり、この端数処理に関しては事業者の任意です(適格請求書の記載事項としての消費税額の端数処理ではありません。)

また、上記【例②：認められない例】(税抜金額を基に消費税額を計算する場合)と同様に、個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。

インボイス制度 売手の留意点

適格請求書発行事業者には、原則以下の義務は課されます。

- 適格請求書の交付
- 適格返還請求の交付
- 修正した適格請求書の交付
- 写しの保存



Point 修正した適格請求書の記載例

- 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書（適格簡易請求書、適格返還請求書を含みます。）に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付する必要があります。
修正した適格請求書の交付方法は、
① 修正点を含め全ての事項を記載した書類を改めて交付する。
② （当初に交付した適格請求書との関連性を明らかにした上で）修正した箇所のみを明示した書類を交付する。
といった方法などが考えられます。

【例】

（誤りのある適格請求書）

請求書「4月分」
○年○月○日
●●（株）御中
（株）△△
登録番号：T123...

月	日	商品	売上金額 (税込)
4	3	菓子 ※	5,900
	4	酒	30,000
	7	菓子 ※	30,000
合計		売上金額	消費税額等
8%対象		100,000円	8,000円
10%対象		100,000円	10,000円

※は軽減税率対象
正しくは、売上金額110,000円
消費税額 11,000円



修正箇所

修正事項のみを明示

「修正事項の通知」
○年○月×日
●●（株）御中
（株）△△

○年○月○日付4月分請求書について、下記のとおり誤りがありましたので、修正いたします。

関連性を明記

正	合計	売上金額	消費税額等
10%対象		110,000円	11,000円

誤

合計	売上金額	消費税額等
10%対象	100,000円	10,000円

〔注〕当初の適格請求書と合わせて保存願います。

Point 前月の売上値引きを差し引いて請求する場合

- 例えば、前月の売上げに係る値引きについて、当月の売上げから差し引いて相手方に請求する場合、前月の売上げに係る適格返還請求書と当月の売上げに係る適格請求書を交付する必要があります。
- この場合、適格請求書と適格返還請求書それぞれに必要な記載事項を記載して1枚の請求書で交付することも可能です。

【例：1枚の請求書で交付する場合】

請求書
御〇〇御中 XX年12月15日
11月分 98,300円(税込)
(11/1~11/30)

日付	品名	金額
11/1	りんごジュース ※	5,400円
11/1	ビール	11,000円
11/2	りんごジュース ※	2,160円
合計		109,200円(消費税9,200円)
10%対象		66,000円(消費税6,000円)
8%対象		43,200円(消費税3,200円)
値引き額		
10/12	りんごジュース ※	1,080円
合計		10,900円(消費税900円)
10%対象		5,500円(消費税500円)
8%対象		5,400円(消費税400円)
請求金額		98,300円

※は軽減税率対象商品
△△商事例
登録番号
T1234567890123

「当月の売上代金から前月の売上値引き代金を控除した金額」及び「その控除した金額に基づき計算した消費税額等」を税率ごとに請求書に記載することも可能です（取引先ごとの継続適用が必要となります。）。

Point 交付した適格請求書の写し等の保存

- 交付した適格請求書の写しについては、交付した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。
- 交付した適格請求書の写しとは、交付した書類そのもののコピーに限らず、その記載事項が確認できる程度の記載がされているもの（レジのジャーナル、一覧表、明細表など）であっても差し支えありません。
- 自己の業務システム等で作成した適格請求書に係る電磁的記録を出力し、書面で交付した場合に、当該電磁的記録を適格請求書の写しとして保存することも可能です。
- 適格請求書に係る電磁的記録（電子インボイス）を提供した場合に提供した電磁的記録のまま保存することも可能です。
- ※ 適格簡易請求書、適格返還請求書についても同様です。

詳しくは…

電磁的記録の保存については、「インボイスQ&A」（国税庁ホームページ）をご覧ください。

引用：国税庁 適格請求書等保存方式の概要

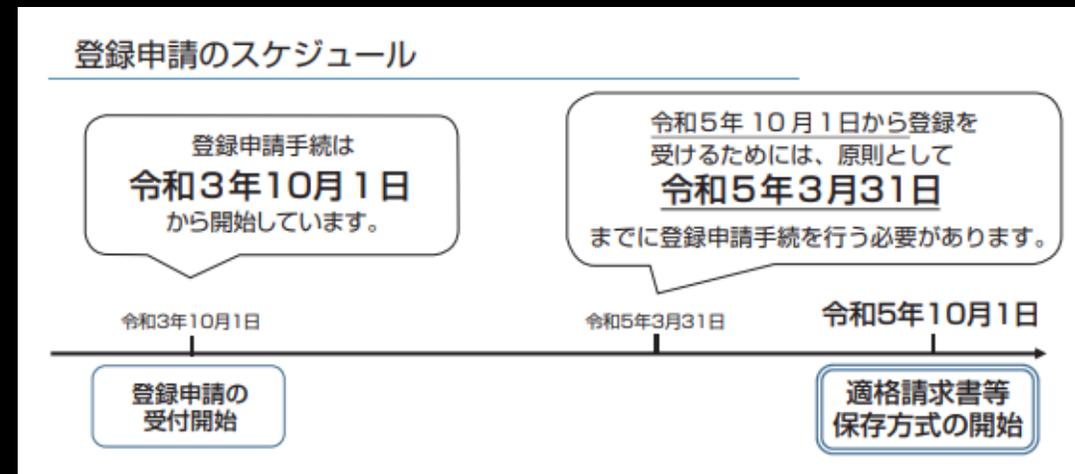
インボイス制度の理解のために

[国税庁リンク](#)

インボイス制度 買手の留意点

- 適格請求書の7年間保存
- 適格請求書発行以外のものから行った課税仕入は、原則として仕入税額控除の適用を受けることができない。

あなたの仕入先は
適格請求書発行事業登録を
済ませている？



事前準備の基本項目チェックシート

適格請求書発行事業者の登録を受けるかの判断

- 売上先が適格請求書を必要とするか検討しましょう**
 - ・消費者、免税事業者又は簡易課税制度を選択している課税事業者である売上先は、適格請求書を必要としません。
- 登録を受けた場合・受けない場合について検討しましょう**
 - ・登録を受けると、登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下となっても、課税事業者として申告が必要となります（簡易課税制度を適用することで、事務負担の軽減を図ることができます。）（⇒P19 参照）。
 - ・登録を受けない場合、適格請求書を交付できませんが、売上先は制度開始から6年間は一定の経過措置が適用できます（この期間の終了後は仕入税額控除ができなくなります。）（⇒P16 参照）。
- 登録を受ける場合は、登録申請手続きをしましょう**（⇒P17～参照）

登録を受ける場合の売手としての事前準備

- 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう**
 - ・雑収入等も含め、売上先が事業者である取引について適格請求書の交付が求められる取引かどうか確認しましょう。
 - ・適格請求書は、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
 - ・都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。
- 交付している書類等につきどう見直せば適格請求書となるか検討しましょう**
 - ・適格請求書は、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります（⇒P6 参照）。
 - ・消費税額に 1 円未満の端数が生じた場合、端数処理のルールがあります（⇒P9 参照）。
 - ・相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です（⇒P8 参照）。
 - ・売上先が作成する「仕入明細書」などにより支払を受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、改めて売上先への適格請求書の交付は不要です（⇒P7 参照）。
 - ・何を適格請求書にするか、どう交付するか、システム改修等も含めて検討しましょう。
- 登録を受けた旨（登録番号）、何を適格請求書とするか、その交付方法等について、必要に応じて売上先に伝えて、認識を共有しましょう**
- 適格請求書の写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう**
 - ・写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
 - ・売上税額の計算方法は、割戻し計算と積上げ計算があります（⇒P16 参照）。
- 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう**
 - ・それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

登録を受ける場合の買手としての事前準備

- 簡易課税制度を適用するかを確認しましょう**
 - ・簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のために適格請求書の保存は不要です（この場合、以下の項目は検討不要）。
- 自社の仕入れ・経費について適格請求書が必要な取引か検討しましょう**
 - ・継続的でないような一度きりの取引や少額な取引も原則として適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。
 - ・3 万円未満の公共交通機関による取引など適格請求書の保存が不要となる特例もあります（⇒P15 参照）。
- 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう**
 - ・仕入先が適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
 - ・何が適格請求書となるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
 - ・必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。価格の見直し等の相談を受けることもあります。
- 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう**
 - ・請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
 - ・免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です（⇒P16 参照）。
- 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう**
 - ・仕入税額の計算方法は、積上げ計算と割戻し計算があります（⇒P16 参照）。
 - ・適格請求書の保存が不要となる特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。

引用：国税庁 適格請求書等保存方式の概要

インボイス制度の理解のために

[国税庁リンク](#)

事例紹介

見積書

- クラウドシステム
- 大きな課題なし

注文書/ 注文請書

- FAX → メール
- OCR活用 → データ保管
- OCR読取精度難あり
- 手入力併用
- 注文書様式変更

納品書

- メール受領
- OCR活用 → データ保管
- OCR読取精度難あり
- 手入力多様

請求書

- クラウドシステム
- OCR + 人による読取
- 大きな課題なし
- インボイス対応への準備

何もしない恐怖

- ✓電帳法で残業が増える
- ✓国税監査対応で大わらわ
- ✓サプライヤーがインボイス制度未対応発覚
- ✓仕入税額控除が受けられず、会社の損失産出
- ✓電帳法 不適切対応で重加算税10%

購買/調達がやっておくと良さそうなこと

- ✓ 自社の電帳法の対応方針を確認する
- ✓ 自社のインボイス制度への対応方針を確認する
- ✓ 自部門の業務の手順化、必要に応じて見直しをしておく
- ✓ 自部門に適したシステム導入の検討
- ✓ 仕入先の適格請求書発行事業への登録意思や手続き状況
- ✓ 電帳法対応による自部門の負担増の有無を検証しておく
- ✓ これを機に自部門業務のペーパーレス・デジタル化を検討する



何もしない

それはあなたが“恐怖”を助長しているのかもしれませんが